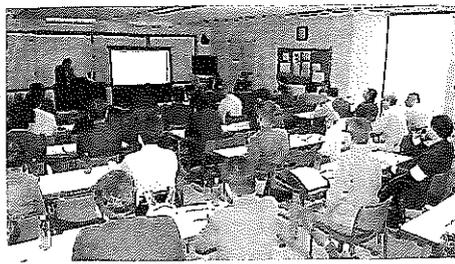


時間外労働を正しく認識

県電設協が働き方改革セミナー



熊本県電設業協会（松尾修一会長）は14日、熊本市流通情報会館で働き方改革セミナーを開催した。来年4月から適用される時間外労働の上限規制を正しく認識しようと開いたもので、会員企業の経営者ら41人が参加した。

熊本労働局労働基準部監督課の清水公雄地方労働基準監督官が、上限規制の内容、災害等の事由によって36協定で定める限度とは別に時間外・休日労働を行わせることが可能となる労働基準法第33条、三六協定の記載などを解説した。また、同局健康安全課の吉田健安全専門官による労働災害防止対策、熊本働き方改革推進支援センターの牧田浩二社会保険労務士による助成金制度についての講演もあった。

セミナーを企画した経営近代化委員会の杉野滋委員長（ゼクシオ）によると、現場においては施工管理に加え、書類作成、発注者との調整・協議な

ど多岐にわたり長時間労働をしなければ対応できない現状と、前工程（他工種）の遅延等により後工程業者（設備工種）にしわ寄せが生じて新たな時間外労働が発生しているケースもあるという。

冒頭の挨拶で杉野委員長は「現場従事者の十分な休日が確保され、明るく健全な電設業界に発展していくことを願いたい」と時間外労働への対応を会員に呼び掛けた。